

## 最終講義

# 少年法改正と厳罰主義に憂うる

佐 瀬 一 男

昨日からの雪で外は一面の銀世界です。私の最終講義を荘厳してくれるかのような感じがいたします。ほんとうにうれしいです。ご協力いただいた先生方、職員の皆さん、そして学生の皆さん、ほんとうにありがとうございました。気持ちよく、37年間の総決算である最終講義を行うことができます。

昭和51年初めて創価大学の教員として採用されてから37年。ほんとうに悔いのない大学生活を自由にのびのびと送らせていただきました。ほんとうにありがとうございました。

## 私と刑法・少年法

1943年両国に生まれました。わたしの父は名前も顔も知りません。3人の兄妹がおりますが3人とも父親が違います。2番目の妹の父親の名前も顔も知りません。3番目の妹の父親は、Tといったが当然妻子がいました。九州の造船会社の社長でした。月に1～2回母のところにやってきます。

母は当時、両国の相撲部屋の前で料亭を経営していました。お金が必要であったのだと思います。

いまだに私たち兄弟は、非嫡出子になっています。

そんな状況であったので、私は祖母に引き取られ九十九里浜の寒村で中学まで育ちました。九十九里浜で夏は、毎日真っ黒になって泳ぎました。将来は、オリンピックの水泳選手を目指して。当時富士山のトビウオと呼ばれた古橋選手や橋爪選手が大活躍をしており感動してそれを見ていました。水泳選手には、なれませんでした。現在20年前からの水泳部の顧問をしています。

その後、料亭をやめた母に引き取られました。母は、現在の地である調布に越してきて家族一緒に住むようになりました。

家が貧しかったので高校に行かず、母の汚らしさに反抗して、中学を卒業してから遊び歩いていました。「調布交遊会」という非行少年のグループで会長を務め、調布ではかなり有名になりました。

母は、そんな私に悩み、某宗教団体に入会し毎日私のことを祈りました。

そんな折、創価大学設立構想の発表がありました。創立者が、「頭のよい教員でなくとも、学生をほんとうに思う気持ちのある人」という話に感動。母に、「こんな中卒の俺でも創価大学の教授になれるかな」と冗談に聞きました。母は、祈りをとめ、きつと後ろを振り返り「あなたならなれます。」とってくれました。思わずどきどきしましたが、ほんとうにうれしかったのを覚えています。「大笑いされたり、無理に決まってる。」といわれたら今の私はなかったと思います。ほんとうにうれしかった。

非行少年の更生は、母親が大事。少年院で書く作文にも、俳句や、短歌そして絵にも母親が出てきます。非行少年は、厳罰ではなく愛情で健全に育成すべきだと思います。

それにも関わらず、少年院に入る時は、母親が一緒についてきて、「A子ちゃん頑張って早く更生して出てきてね。お母さんもお父さんも待っているから」そう言いながら、A子ちゃんが少年院で頑張って10か月で仮退院が決定します。院長が両親に「A子ちゃんは頑張ったので10か月で仮退院ですよ」と連絡すると「もう少し入れておいてください。家に帰さないでください。あの子は、骨にして返してください。」と手紙を院長に送ってくる親がいます。親に捨てられた少年が、これからどう生きたらいいのか。厳罰にするより、そこのところをもっと考えてほしいと思います。

親が引き取らないので、外に出られず何年も少年院に入っている少年もおります。更生保護施設も6か月しか帰住させてくれません。「この間に働いてお金をため、部屋を借りなさい。」と指導していますが、14歳15歳の少年にこれはなかなか難しいことだと思います。これらの少年が生きるために犯罪をしても、強く処罰すれば犯罪は、なくなるのでしょうか。

私のゼミ生や法学概論、少年非行論の学生の中で、毎年、八王子のBBS会の会長を代々勤めている学生がいます。八王子にある「紫水苑」に友達活動を通して非行少年の更生に活躍している学生、さらに児童自立支援施設の誠明学園で学習ボランティアをやっている学生さんもたくさんおります。ほんとうにありがたいことです。いま、八王子BBS会の広報部長を創大の学生が行っております。入会したい方は、連絡してください。

家が貧しかったので高校に行かず、生活基盤の確立のため理容師を決意しました。当時職人というのは、給料がよく何とか家族を養えると思ったからです。理容学校で始めて理容師法を勉強しました。「理容とは、頭髮の刈込顔そり等の方法により容姿を整えることをいう。」「へー、トコヤにも法律があるんだ」となんだか嬉しくなりました。

理容師法と憲法25条。「健康で文化的な最低限度の生活のためには、月に2回は頭を刈る必要がある。」と教えられました。理容師の社会的意義に嬉しくなりました。これが初めての法律の勉強でした。このことにより法律に興味を持つことができました。その後理容師免許を取得し、17歳より理容店の経営を始めました。

この間に創価大学設立構想の発表がありました。創立者が、「頭のよい教員でな

くとも、学生をほんとうに思う気持ちのある人」という話に感動。それなら、私にもなれるかも。「創価大学の教授になりたい」という気持ちが強くなりました。

中卒の非行少年の私に「あなたならなれるかもしれない」と母も大賛成。床屋をやりながら定時制高校へ進みました。23歳で高校を卒業し、中央大学の通信教育部へ進みました。

## 私にもなれるかも、創価大学の教授になりたい

2年生の時、通信教育部から2部に転籍、「月曜日の男」とよばれました。授業は、床屋の休みの月曜日にしか受けられませんでした。中央大学時代、この月曜日に刑法がありました。それが私のライフ・ワークになりました。主観主義の八木国之先生のゼミで勉強。講義は、客観主義の下村康正先生でした。主観主義と客観主義を併行して勉強しました。

徐々に主観主義に傾倒していきました。当時主観主義の大家は、木村亀二先生でした。先生が明治大学から駒沢大学に移られたことを知って木村先生に直接お手紙を書いて、先生の弟子にしてもらいました。

もう一人、絶対に忘れられない先生がいます。刑事訴訟法の鴨良弼先生です。先生は、東北大学から駒沢大学に木村先生を求めてきてくれました。わたしのことを大変に可愛がってくれ、大学院のゼミ旅行で海や山に行き、海辺や山のバンガローで横になって親しく人生を語ってくれました。先生も高校を出ていなかった。苦勞され裁判官になり、大学教授になった方です。ゼミでも先生は、「君は床屋をやっているので大変だろう」といって近くの喫茶店でゼミをやってくれました。「こんな学生思いの先生はいない。わたしも大学の先生になったら学生を愛し、自分の子供のように考えていきたい」と決意しました。

大学院博士課程満期退学後、16の大学に「私を雇ってほしい」と手紙と論文を送りました。

創価大学から専任のインストラクターとして採用するという連絡があり、昭和51年専任の教員となりました。そして、現在に至っています。

## 創立者との思い出

昭和42年通信教育部2年生の時、ある会合で創立者池田先生にお会いし、「創価大学の教員になれますか」と質問しました。「その大変さがわかりますか」「わかります。頑張ります」創立者は、「その大変さがまだわかっていない」「わかります。かならず勉強して教員になります」「まだわかっていない」この繰り返しが7回続きました。わたしが最後に「必ず勉強して創価大学の教授になります」と力強く言うと創立者は、「やっとわかったようだね」といわれました。小生の中途半端な生命を切ってくれたのだと思います。

ほんとうに暖かくも大変厳しい激励を頂き「勇気」という色紙を頂きました。そ

の勇気の色紙は今もわが家の「宝物」になっています。

その日から45年間、毎日必ずやっていることが3つあります。

一つは、毎日、朝・晩のセレモニーをしっかりとやっています、「必ず創価大学の教授になる」と祈っています。二つ目は、毎日日記をつけています。ことしで46年目になります。自分の決意、心の持ち方、行動が日記を見ればわかります。なぜ日記をつけたかという毎日机に向かう習慣をつけました。日記を書き終わった後、机に向かって3時間以上勉強をしています。かならず創価大学の教授になると決意して。

昭和51年の入学式、小室法学部長の紹介で、創立者にご挨拶をしました。創立者池田先生は、「あなたをじっと見ていました。よく頑張りました」ほんとうに感動しました。涙があふれてどうすることもできませんでした。握手をしていただき「大勢いるからわからないと思うのですが、あなたをじっと見ていました」といわれました。「先生の頬と私の頬がさわり、先生の右の眉毛が1本異常に長かったのが印象的であった」と日記に書いてあります。

## 刑法から少年法へ

学者・研究者といわれる人は、机の上での研究が中心です。私は、少年法を現実の少年院を回って実際にこの眼で見て心で触れて研究することを決意しました。

昭和61年から少年院の見学をしています。昨年、12月13日(木) 久里浜少年院の見学をしました。このクラスも数名が参加しております。それで現在151回の少年院の見学となります。

その他アメリカのアリゾナ州で5庁の少年院、ペンシルバニア州で4庁の少年院を見学しました。これは、大学の教員としては、日本一ではないかと自負しています。

少年院の見学を通し学生の中にも法務教官になりたいというものが多くなりました。素晴らしい法務教官が誕生しています。

## 創価大学卒業生の法務教官のこと

K少年院を変えたSさん、多くの少年院を訪問すると院長先生から、「創価大学の卒業生のSさんは素晴らしい法務教官ですね。」と異口同音に褒められます。ほんとうに嬉しい。「荒れていたK少年院が彼によって変わった」といわれました。また、K医療少年院でS少年の矯正教育を担当したHさん。彼は、吹奏楽部の部長として少年院へ慰問に行っている中、決意をして法務教官になりました。Y学園のOさん。彼は、「創価大学は、人間教育をやっている大学だそうですね。この少年院でも人間教育をお願いします」といわれ、真剣に取り組み大変な評価を受けています。

## 現行少年法の改正

現行少年法は、制定直後から何回か改正をされました。とくに、保護司や調査官を中心とする小規模な改正でした。

少年法の理念「この法律は少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う（1条）。強く処罰することを予定していません。

これを最後まで覚えておいてください。少年法の理念は、保護・教育です。

### 刑法第41条

また、刑法41条は、「14歳に満たない者の行為は罰しない」と規定しています。13歳の少年がここに機関銃を持って現れ、ここにいる全員を射殺したとしても犯罪ではないのです。ですから処罰できません。これは、明治41年に施行された現行刑法です。これを最終講義の最後まで心に入れておいていただきたいと思います。

1966年5月に初めての改正問題が起きました。

#### 1. 初めの改正問題

##### ① 青年層の設置

一つは、青年層の設置です。少年というのは、14歳、15歳の年少少年、16歳、17歳の年中少年、18歳、19歳の年長少年に分かれます。14、15歳の少年と18、19歳の少年は当然違うであろうという意見が出てきました。大正少年法に戻り、年齢に応じた刑事政策の実現をしようという改正案でした。そして、18、19歳を青年とする青年層の設置が提言されたのです。すなわち、保護処分の余地を残しながら刑事処分を優先させるという提案でした。

##### ② 検察官先議の問題

もう一つの改正案は、検察官の先議についてでした。検察官に家庭裁判所に送るかどうかの先議権を与えて適切な刑事政策の実現をしようというものです。

現在は、少年は警察で逮捕され取り調べを受けてから検察官に送られます。検察官は、少年を取り調べた後、全員家庭裁判所に送致します。これを全件送致主義といいます。

普通の成人の場合は、検察官が先議をして地方裁判所に起訴するかしないかの大きな権限を持っています。起訴便宜主義といわれるものです。

しかし、現在の少年法は、全件家庭裁判所に送致しています。これは、心理学、社会学、教育学等の専門的知識を持つ家庭裁判所の調査官が少年の家庭、周囲の環境、交友関係等綿密な社会調査の結果を踏まえて、家庭裁判所の審判を行うためです。



ですから途中で検察官に家庭裁判所に送致するかしないかの権限は与えていないのです。

家庭裁判所の裁判官は、判事補が審判をしてよいとされています。全件送致主義により、裁判官の数が足りなくなっているのもその原因になっています。

私は、少年の将来を決める重大な処遇を決定する審判は、地裁の所長クラスのベテランの裁判官が行ってほしいといつも思っていますがそれは、実現するのは難しいと思います。

この改正案は、種々議論がありましたましたが改正されませんでした。

## 酒鬼薔薇事件

これらの改正案が実現することはなく時は流れました。ところが平成9年(1997年)、あの酒鬼薔薇事件が起きました。酒鬼薔薇少年がH少年の首を切り、友が丘中学校の正門の上に置くという凶悪な事件が起きたのです。H少年の口に警察に対する挑戦状を挟みました。そこには「さあ、ゲームの始まりです。愚鈍な警察諸君僕を捕まえてみたまえ、僕は殺しが楽しくてたまらない」あれを読んで私はほんとうに驚きました。14歳の少年があのようなことができるのか。マスコミは、この事件をセンセーショナルに書きたて少年法は、「少年の処分に甘すぎる」という批判が国民レベルから起こってきたのです。

当時は、14歳の少年は刑事処分にはなりません。「14歳の少年は、16歳になるまで初等少年院に収容する」というのが法律の規定です。ですから私もマスコミに「あの少年は、16歳になれば外に出てくる」とコメントしていました。

しかし、法務省から少年でも凶悪な犯罪の場合は、20歳になるまで少年院に収容することができるという通達が出されました。これに対して私は、法律に違反しているのではないかと著書・論文で反対しました。しかし、残念ながらこの通達は、行われるようになりました。

酒鬼薔薇少年は精神鑑定を行い、重度の行為障害が認められ京都医療少年院は、近すぎるということで関東医療少年院に送致されました。

この酒鬼薔薇事件が契機となり、「最近、凶悪な少年事件が急増した。もっと少年を強く処罰すべきである。というマスコミの報道が数多く見受けられるようになり、国民も少年法が少年を甘やかすから凶悪事件がおこるとの意見が多くなり、2001年に少年法が改正されました。

しかし、凶悪犯罪は、ほんとうに増えているのでしょうか、平成23年度版の『犯罪白書』から見てみましょう。

少年による凶悪犯罪といえば「殺人」です。殺人は、昭和24年、36年には、448件ありました。昭和50年には、少年の殺人は95件に減ってきました。

酒鬼薔薇少年が、H少年を殺した平成9年には、少年の殺人は、75件に減っていました。最盛時の六分の一に減ってきたのです。少年による凶悪犯罪は、激減してきたのです。

表1 少年による戦後の凶悪犯罪

	殺人	強盗	傷害	暴行	脅迫
昭和21年	249	2,903	2,874		
26年	448	2,197	8,653	3,126	461
36年	448	2,442	17,197	11,490	982
50年	95	732	7,302	6,814	354
平成9年	75	1,705	9,626	2,303	81
平成16年	62	1,301	6,996	1,962	141
平成22年	44	580	5,627	1,761	174

にもかかわらず、マスコミにより近年少年による兇悪犯罪が激増したという虚偽とも思われる報道がなされました。平成22年には、少年の殺人は44件と激減しています。

強盗は、最近若干増えています。しかし、これはコンビニで万引きをして追いかけた店員を突き飛ばすと強盗になります。このような強盗が多くなっています。

国民の中にも、「少年法が甘すぎる」との議論が起こり2001年に少年法は改正されました。

ついで2007年、2008年に更なる少年法の大きな改正が行われました。

私は、この改正に大反対してテレビの4、6、8、10チャンネルに出て少年法改正反対を訴えました。週刊誌の女性自身や、週刊女性、ポスト、フライデーに次々と談話を発表しました。その他東京新聞、産経新聞、中日新聞、ジャパントイムズ等でもコメントを発表しました。ほんとうに忙しい毎日を送りました。しかし、残念ながら少年法は改正されました。

少年に対しては厳罰で臨むのではなく、少年に「ほんとうに悪かった。もう決して悪いことはしない」と心の底から思わせる教育をしなければいけない。「力で抑えつけても反発するだけ」と思います。

#### 少年法改正と厳罰化の主な内容（2001年、2007年、2008年）

1. 刑事罰の対象年齢を今までの「16歳以上」から「14歳以上」にする。16歳未満の少年が実刑判決を受けた場合、16歳になるまでは少年院で刑を執行できる。その少年には矯正教育をうけさせる（少年法56条3項、14歳から15歳の少年は、少年院にも収容できる）。

14歳以上には、前にも言いましたが刑事責任があります。しかし、これまで14歳の少年は、刑事責任はありましたが、少年法で16歳まで家庭裁判所が検察官に逆送できません。ですから起訴できませんので16歳になるまで当然刑事処分ができません

ん。刑事責任があっても14歳、15歳の少年はどんな凶悪な犯罪をしても刑務所には入らなかったのです。それを逆送できるようにして、刑事処分ができるように改正しました。

改正はしたのですが、少年は可塑性が高いので実際刑務所に入れるより少年院収容受刑者として16歳になるまで少年院で矯正教育をすべきだということです。この少年院が久里浜少年院です。たとえば14歳の少年に懲役5年という判決が出たとします(説明の都合上、不定期刑は考えません)。少年院で16歳になるまで矯正教育をしてその後少年刑務所に移送します。

久里浜少年院のある法務教官は、「2年間ここで矯正教育をすれば外に出してもよいだけの矯正効果があげられます。なぜ刑務所に送るための矯正教育をしなければならぬのでしょうか」と私に質問しました。わたしに聞かれても困ります。

14歳から刑務所に行くという改正ですが、16歳までは少年院にいますから今までと全く変わらないのです。マスコミや、国民感情を納得させるものとしか思えません。

12年前、法改正後初めて久里浜少年院を訪問したとき、「ここが少年院収容受刑者を収容する場所です。」とその場所に案内してくれました。それ以後毎年学生と一緒に久里浜少年院を見学していますが「あれ以来12年になりますが一人もその場所には入った少年はいない」ということです。まさに有名無実という言葉がぴったり当てはまります。

これが第一の改悪です。

2. 殺人、傷害致死、強盗致死、強姦致死、逮捕・監禁致死事件など、故意の犯行で被害者を死亡させた、16歳以上の少年は、原則として検察官に送致(逆送)しなければならない。ただし、犯行の動機や態様などを考慮し、刑事処分以外の措置が相当だと認めるときは、この限りではない。

故意の犯罪で相手が死亡したときは、16歳以上であれば原則逆送するという規定です。相手を殴ったら死亡してしまったという場合は、原則逆送して刑事処分を受けさせるというものです。この条文を見ると何か凶悪な犯罪とおもわれますが、相手を突き飛ばしたら、よろけて頭をコンクリートにぶつけて死亡した場合などもこれに当たります。逆送というのは、前にも言いましたが、警察で逮捕され検察官に送られます。検察官が取り調べをしますが、その後少年の場合は、全件送致主義のもと家庭裁判所に送ります。家庭裁判所では、審判を行って保護処分を言い渡しますが、故意の犯罪で相手を死亡させた少年が16歳以上の場合は、原則逆送して刑事裁判にするというものです。但し書きがありますが、今までの少年法20条は、「死刑、懲役、禁固に当たる罪で刑事処分相当」の場合に限り逆送しました。(20条の2)。このことを考えるとまさに厳罰化への傾向を強く示したものになっています。

この改正は、「保護教育という少年法の存在意義にかかわる」ものであり、「厳罰化は、少年犯罪に対する抑止力さえ働かない」といわざるを得ません。



3. 死刑を軽減して、無期刑を科された18歳未満の少年には、7年たてば仮出獄を許可できるという特則を適用せず、成人と同じ10年とする（少年法58条、無期刑7年）。（58条2項）

刑法28条は成人の無期懲役は、10年経過すれば地方更生保護委員会の決定により仮出獄ができると規定されています。実際は、20年とか25年になっていますが。大人が、10年で仮出獄ができるなら、少年が7年で仮出獄ができるのは、比較の上からいっても当然な話だと私は思います。しかし、マスコミは、大人の無期懲役が10年経過で仮出獄ができるという報道は一切しません。少年の無期懲役が7年経過すれば仮出獄ができるという報道だけが独り歩きし、それではあまりにも軽すぎるのではないかという意見が国民の間から出てきました。そこで「大人と同じように10年にしよう」特に死刑を減刑して無期懲役にする場合は、10年経過しないと仮出獄ができないということにしました。何のために大人と同じにしなくてはならないのかがよくわかりません。大人が10年だったら少年は7年で均衡が取れています。

大人の無期懲役は、10年経過すれば仮釈放が許される。これをマスコミは、報道していません。国民に正しい認識を与えてほしいと思います。これこそ厳罰化の現れです。

4. 殺人、強盗、強姦など2年以上の懲役・禁固に当たる罪や、故意の犯行で被害者を死亡させた事件では、審判に検察官を出席させることができる。検察官が関与する審判で、少年に付添い人（弁護士）がいないときは、国選で付ける。

少年が初めて家庭裁判所で裁判官と対峙するときは、少年はかなり緊張しています。そこで審判は「懇切を旨とし和やかにおこなう」と規定しております。懇切というのは、親しく和やかに少年の話をよく聞いてもっとも少年にふさわしい保護処分を言い渡すのが審判です。だからそこには検察官は入ってはいけません。ですから今まで少年審判には検察官は入っていませんでした。ほとんどの親は、付添人をつけません。付添人が付くのは、10パーセントにも満たないのです。

審判廷には、裁判官と両親と少年と調査官と廷吏がいます。審判は、和やかに裁判官が少年に「君はこういうことをやったね。どう思っている」というように少年の心情を聞きながら少年に思うところを話させ、もっともふさわしい保護処分を言い渡します。

検察官は、家裁の裁判官が保護処分を言い渡した場合は、どんなに納得がいなくても高裁への抗告はできませんでした。

それにも拘わらず、凶悪な犯罪の場合は、検察官を関与させるという条文を新設しました。

検察官が関与した場合は、当然付添人をつけなければなりません。

これは、少年審判を根底から変えてしまうものです。これでは、成人の裁判と同じ対審制の導入であり、当事者主義の導入であり、成人と同じ法廷になってしまい

ます。少年審判の在り方と大きくかけ離れたものとなってしまいました。あまつさえ検察官に少年に対して質問することができるようにしてしまったのです。これを絶対に許すことはできません。少年審判にとって大きな間違いだと思えます。

なんども言いますが、少年法は、「審判は、懇切を旨として和やかに行う(22条1項)」としています。これが少年審判です。

5. 検察官は、出席した審判の決定に、重大な事実誤認か法令違反があったときは、抗告を受理するよう高裁に申し立てることができる(32条の4)

少年の方が家裁の裁判官の保護処分には納得がいかない場合は、高等裁判所に抗告が認められています。もう一度高等裁判所で審理をしてもらうことができたのです。これに反して検察官は、抗告はまったくできませんでした。検察官は少年審判に関与もできなかったのです。それにも拘わらず検察官を関与させ、その関与事件に重大な事実の誤認があったり法令に違反があると検察官が思ったときは、高等裁判所に「抗告を受理してください」という申し立てができるようにしたのです。これは「抗告権」という、「強い権限を与えたものではない」ということで、私たち改正反対者がある程度納得させようとしたのだと思えます。「抗告申立権」にすると高裁は、理由がない限り必ず抗告を受理しなければなりません。ですから「抗告受理申し立て権」としたのです。

検察官は、高等裁判所に対して、「今の家裁の審判は事実誤認がある、または、法令に違反がある」として高等裁判所に抗告を受理してくださいと申し立てができるようになりました。まさに普通の大人の裁判になってしまいました。本来少年審判は、何度も言いますが「懇切を旨として和やかにおこなう」もっとも少年にふさわしい保護処分を言い渡さなければいけなかったにも拘わらず、検察官と弁護人を関与させさらに検察官に納得がいかない場合は、高等裁判所まで行って審理ができるように法律改正をしてしまいました。

6. 今までは、最長4週間の観護措置期間は、最長8週間まで延長できる(少年法17条1~10号。相当の理由のある場合2回更新できる)。(17条の9)

もう一つ絶対に納得できないことは、少年鑑別所の観護措置です。この少年鑑別所には、お世話になりました。わたしは、ここに何回もボランティアで頭髪を刈りに行きました。

少年鑑別所は普通2週間です。そして、4週間が最大でした。それがもう一回相当の理由のある場合は、8週間まで延長できるとしました。原案では、12週間という案が出ていてほんとうに驚きました。それはさすがになくなって8週間観護措置を延長できるようになりました。8週間といえば約2か月ですよ。2か月。普通成人の場合は、23日で釈放か起訴かを決めなければなりません。それは、不当に長く拘束すること自体が人権問題だからです。少年の場合は、その後少年鑑別所に送っ

て8週間ですよ。少年が高校受験や大学受験を控えていたときは、8週間鑑別所に入れられたらどうなりますか。絶対一生をむなしく送らなければなりません。4週間でも長いのです。もう少し短くしなければ、もし「非行事実がなかった場合」この8週間は、どうしてくれるんだ。その少年の一生をダメにしてしまう危険性が生じます。これは、絶対やめてもらいたいと思います。

## 2007年5月改正11月施行

### 1. 14歳未満の触法少年に対する警察調査権の導入（6条の2）

2007年の5月の改正の第一は、14歳未満の警察調査権の導入です。

14歳未満の少年は、責任能力がありませんので物を盗んだりけがをさせたりした場合は、今までは、児童相談所等の児童福祉機関が介入し、警察は、介入しませんでした。相手にけがを負わせた少年が触法少年とわかった段階で少年補導などの行政警察活動が開始され、司法警察活動はやめるのです。それを成人と同じように14歳未満の少年に対しても警察調査権を導入して取り調べをしいとしたのです。

たとえば11歳の小学生が万引きをして警察に捕まったとします。少年は警察官の前で緊張したり驚愕したりするでしょう。また、警察官に誘導されたり警察官に迎合したりする恐れさえあります。そんなことで警察官にいろいろなことを言ってしまう。真実から大きく離れてしまう恐れさえあるのです。こんな取り調べを14歳未満の少年に許していいのか、これは、絶対児童福祉機関がやるべき調査です。

### 2. 保護観察中の少年も遵守事項違反をすれば警告をし、少年院、児童自立支援施設に送致できる（26条の41項）

もう一つの問題です。少年院は長期2年の収容です。しかし、2級の下から入りカリキュラムに従ってしっかり教育を受け矯正効果が上がれば、10か月で2級の上、1級の下、1級の上と移り地方更生保護委員会の決定で仮退院が許されます。仮退院になると保護観察処分が付きます。その時、これは守りなさいというように遵守事項が決められます。

「学校に行きます。会社にはいきます。親の言うことは、聞きます。変な友達とは、付き合いません」等々、その少年その少年によって遵守事項は違います。

もし、この遵守事項に違反した場合は、もういちど少年院に戻すというのがこの規定です。

「外へ出したときは信頼して出しているのではないですか。信頼して、もう外に出しても大丈夫です」と決めて外に出したのです。しかし、この条文は最初から少年を信頼していないのです。少年は、「自分たちは、信頼されていない」といっています。このような条文は、絶対作ってはいけません。

3. 犯罪少年の保護者に対し、保護観察所の所長、少年院長が指導できる(25条の2)

これはいわば、当然のことだと思います。しかし、少しの間しか保護者と接する時間はありません。所長や院長の指導は、少年にとって真に適正なものになるかどうか心配です。

4. 14歳未満の少年を少年院に収容可能にする(24条1項)

14歳未満の少年を少年院に入れることができるという条文ができました。これだけは許されません。ぜひもう一度考え直してほしいものです。

14歳未満の少年は前にも言いましたが責任能力がありません。ですからこれまで、少年院にも刑務所にも行かなかったのです。今までは、福祉施設である児童自立支援施設に収容しました。しかし、「児童自立支援施設は、矯正のプロではない。矯正のプロは、やはり少年院である」という話が出てきました。そこで、少年院は、保護処分であり刑事処分ではないので、14歳未満の少年も収容できるという都合の良い解釈がなされました。

おおむね12歳から少年院に収容できるのです。おおむねというのは11歳も入るという話です。11歳ですよ。小学6年生です。小学生を少年院に入れてどうするのですか。小学生は、キチンと勉強させなければなりません。ある少年院に行ったとき、幼稚園の寮のような名前の寮があり14歳未満の少年が入れられていました。

案内してくれた法務教官が「学校教育法に基づき教育をしている」といっていますが、現実には、それ以外の矯正教育も少年院にはたくさんあり、学校と同じ教育はできていないのではないかと危惧しています。小学校で少年院にはいり、出てきたとき、友達が「お前すごいな、小学校から少年院かよ」といわれ、悪のエリートになってしまう恐れさえあります。

小学生は、家庭で教育しなければなりません。そして、学校に行って学校で教育しなければなりません。なんで11歳、12歳の少年を少年院に入れなければならないのか。いま、全国に10人程度14歳未満の少年が少年院に入っているというのに驚かされます。

わたしは、この改正にほんとうに憂えています。

先ほど、紹介した創大卒の優秀な法務教官のSさんに「11歳、12歳の少年を少年院に入れることの是非について質問しました。「Sさんはどう思いますか」するとSさんは、「それに対して私に考えはあります。しかし、今私には、それについて云々する立場にはありません。わたしの仕事は、審判でここに送られてきた少年をその少年が何歳でも全力で当たり愛情をもって矯正教育をして社会に戻してやることです」と答えられた。わたしが「絶対に反対だと思うのですが」とさらに聞くと返事がありませんでした。

2008年6月改正12月施行

1. 犯罪少年、触法少年に係る事件であって次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。

1) 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

2) 刑法（明治四十年法律第四十五号）第211条（業務上過失致死傷等）の罪

長い条文になっています。この傍聴に関しては、種々の議論があり長くなったのだと思います。

簡単に言えば、上記の二つの犯罪に関して被害者を審判廷に入れ、少年の審判の模様を傍聴させるというものです。これに私は、仰天しました。少年が逮捕され、警察から検察に送られさらに家庭裁判所に送致された後、第1回目の審判が開かれるのは、少年が逮捕されてからそれほどの時間がたっているわけではありません。そんな状態の時、審判廷は開かれるのです。審判廷というのは、普通の成人の法廷に比べると大変に小さいものです。裁判官がいて少年が座ってすぐ斜め横に傍聴席があります。そこで少年がどのように審判を受けるかを傍聴させるというのです。「審判は教育の場です」さらに「審判は懇切を旨として和やかにおこなわなければなりません」被害者が傍聴していてそんなことができるはずがありません。なぜ被害者を傍聴させなければならないのか。いきなり加害者に掴み掛ったり加害者に悪口雑言を並べたりする被害者が出る恐れさえあります。

少年も心から反省して自分の心情を話そうと思っても、被害者が傍聴しているとは、それができなくなります。本来の少年審判とは、違った危険性が出てきます。被害者心情のみが重視されほんとうに少年に対して厳罰化になってきてしまいました。

このままいくと少年の死刑の執行にアメリカのように被害者を同席させる懸念さえ感じます。

## 裁判員裁判と少年の死刑

2010年12月、18歳の少年が2人殺害し、1人重傷を負わせた事件の裁判員裁判で死刑判決が出ました。裁判員の方が、「死刑にするか、無期懲役にするかで悩んで、悩んでその判決を決定した」というコメントが出されました。

いま、死刑に代わる代替刑として終身刑の案が出ています。しかし、終身刑には私は反対しています。刑務所内でどんなに良いことをしても、またどんなに規律違反をしても終身刑は絶対外に出られません。そうなるとどうせ外に出られないなら



とよいことをする者は少なくなり刑務所は荒れると思います。どんなに凶悪な犯罪者でも希望や夢は持たさなければ矯正はできません。

#### 提言

そこで提言をしたいと思います。とくに少年の死刑に対して執行猶予制度の導入をして欲しいというものです。

#### 中国の例（政治犯に適用）

現在死刑の執行猶予制度は中国で行われています。しかし、これはすべての犯罪ではなく、政治犯に適用されているといえます。

これを少年の死刑判決に適用してほしい。たとえば少年の死刑囚に対して、判決「被告人を死刑に処す。ただしその刑の執行を20年間猶予する。」という判決にします。

これを採用してほしい。20年後に、死刑の執行をするか、あるいは矯正の効果を見て、無期懲役に減刑するかを決定します。そして、無期懲役に減刑した場合は、10年あるいは15年経過したのち仮釈放を許してあげるといえるものです。死刑判決により、被害者感情も慰撫されると思います。これを提言したいと思います。

#### 講義の最後に当たり

37年間、いわばもっともよかった時期に創価大学の教員生活を自由に送らせていただきました。ほんとうにありがとうございました。創立者には、この間何度も激励と直筆の励ましのお手紙を何度も頂きました。感謝してもしきれません。

小説『新・人間革命23巻』（学光の章）にも佐江一志として載せていただきました。私の人生に大きな生きてきた歴史が刻まれました。

法学部の先生方、教育学部の先生方、法科大学院の先生方そして、わが同志ともいべき通信教育部の先生方、ほんとうにありがとうございました。

以上をもちまして最終講義とします。